

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案の
9月定例県議会提案について知事から意見の聴取があったので、福岡県教育委員会の事
務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に
基づき臨時代理し、別紙のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、
承認を求めます。

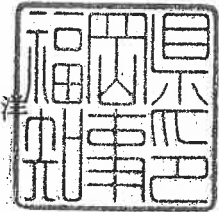
令和2年9月11日

教 育 長

2情政第1041号
令和2年7月31日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小川



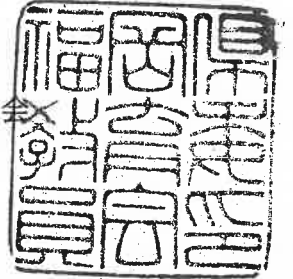
条例の提案に対する意見の聴取について

令和2年9月定例県議会に「福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の制定を別案のとおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

2 教 財 第 5 4 9 号
令 和 2 年 8 月 1 9 日

福 岡 県 知 事 殿

福 岡 県 教 育 委 員 会



条例の提案に対する意見の申出について

(対7月31日2情政第1041号)

9月定例県議会に提案予定の福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案に関し、貴職から意見を求められたことについては同意します。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

効率的な情報の管理及び利用並びに県民の利便性の向上を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定により個人番号を利用し、及び特定個人情報を提供する事務として、新たに高等学校の専攻科に係る修学支援金の交付及び支給に関する事務を追加するもの。

2 改正の概要

- ・ 個人番号を利用することができる事務として、高等学校専攻科修学支援金の交付及び支給に係る事務（以下「修学支援金に係る事務」という。）を追加するもの。
- ・ 知事（教育委員会）が他の事務において保有する特定個人情報を利用することができる場合として、修学支援金に係る事務及び利用できる特定個人情報を追加するもの。
※特定個人情報：個人番号をその内容に含む個人情報
- ・ 知事（教育委員会）からの特定個人情報の提供の求めに対し、教育委員会（知事）が保有する特定個人情報を提供することができる場合として修学支援金に係る事務、提供できる執行機関及び提供できる特定個人情報を追加するもの。

3 施行期日

令和3年4月1日